

別表(3) 入学検定料・学生納付金(第38条・第38条の2・第38条の3・第39条関係)

1. 入学検定料

納付金種別	金額
入学検定料	35,000円

2. 学生納付金

(1) 入学金

① 修士課程

第28条に規定する入学及び第30条に規定する転入学は150,000円とし、
第29条に規定する再入学は70,000円とする。

② 博士後期課程

第28条に規定する入学及び第30条に規定する転入学は277,000円とし、
第29条に規定する再入学は130,000円とする。

(2) 授業料及び施設設備費

① 修士課程

納付金種別	1年次	2年次
授業料	535,800円	535,800円
施設設備費	305,000円	305,000円
計	840,800円	840,800円

② 博士後期課程

納付金種別	1年次	2年次	3年次
授業料	540,800円	540,800円	540,800円
計	540,800円	540,800円	540,800円

(3) その他諸納付金

① 復籍料

30,000円とする。

② 休学時の在籍料

年額 60,000円とする。

ただし、前期又は後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の2分の1とする。